

# 特別養護老人ホームやさと 料金表

基準サービス利用料金(1単位10円)

令和6年4月～

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位

※原則、特養への新規入居は要介護度3以上の方が対象となります。加算の算定内容はご利用者ごとに異なります。

各種加算額	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位
	看護体制加算(Ⅰ)	4単位
	看護体制加算(Ⅱ)	8単位
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100単位/月
	自立支援促進加算	300単位/1ヶ月につき
	安全対策体制加算	20単位/回(入居時1回)
	初期加算	30単位/30日まで(入居時1回)
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/1ヶ月につき
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/1ヶ月につき
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※対象者のみ	3単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅰ ※対象者のみ	400単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅱ ※対象者のみ	100単位/1ヶ月につき
	療養食加算 ※対象者のみ	1食6単位/1日3食18単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×8.3%
	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス利用料金+各種加算額×1.6%	

※ご利用者の状況・職員の体制等により加算の内容が変更となる場合があります。

## 食費・居住費

負担段階		食費(1日)	居住費(1日)
第1段階	①世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ②生活保護等を受給されている方	300円	0円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 ※預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	390円	370円
第3段階①	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で年金収入等80万円超120万円以下 ※預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	650円	370円
第3段階②	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で年金収入等120万円超 ※預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	1,360円	370円
第4段階	上記以外の方	1,445円	855円

## 介護保険給付対象外の費用

費目	金額	備考
おやつ代(午前)	100円/1日	
おやつ代(午後)	150円/1日	
小口現金管理費	1,000円/1ヶ月	預金通帳をお預かりする場合は2,000円
利用料口座振替手数料	税込77円/1ヶ月	常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、農業協同組合等
病院受診等に係る移送費	5km未満(片道)	500円
	10km未満(片道)	1,500円
	10km以上(片道)	1,500円+10kmを超えた距離1kmあたり20円(例)11km 1,520円
	夜間移送費(片道)	上記料金+1,500円
理美容サービス	カット2,000円	顔そり+500円
複写物交付費	20円/1枚	
電話使用料	15円/1分	
特別な食事の提供	実費	
日常生活に係る諸費用	実費	ポリデント・ティッシュ・マスク等

# 利用料金総額目安(30日)

介護サービス・食費・居住費・おやつ代・現金管理費

## 1割負担

介護度	4階層	3階層②	3階層①	2階層	1階層
1	100,256円	83,156円	61,856円	54,056円	17,500円
2	102,264円	85,164円	63,864円	56,064円	17,500円
3	104,695円	87,595円	66,295円	58,495円	17,500円
4	107,026円	89,926円	68,626円	60,826円	17,500円
5	109,324円	92,224円	70,924円	63,124円	17,500円

※1階層（生活保護であっても介護サービス利用にあたって一部自己負担金が生じる場合があります）

## 2割負担

介護度		
1	122,366円	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で 280 万円以上、または 2 人以上世帯で 346 万円以上
2	127,028円	
3	131,890円	
4	136,552円	
5	141,147円	

## 3割負担

介護度		
1	144,799円	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で 340 万円以上、または 2 人以上世帯で 463 万円以上
2	151,792円	
3	159,085円	
4	166,078円	
5	172,971円	

※要介護・要支援認定を受けた方は、市区町村から負担割合が記された負担割合証が交付されます。

※ご利用者の状況・職員の体制等により加算の内容が変更となる場合があります。

※上記の他に医療費、売店利用代、予防接種代等は小口現金から個人負担となります。

※食費で特別食（嗜好品、出前、外食等）をご利用者、ご家族が希望した場合は、全て介護保険給付対象外サービスとなり実費分がかかります。